

## 「令和 2 年 4 月実施の診療報酬改定内容等について」

健康寿命の延伸、人生 100 年時代に向けて、効率的・効果的な質の高い医療の実現を目指して令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から社会保険診療報酬の改定が行われます。

私たち歯科技工士に関連する歯冠修復及び欠損補綴に関する改定内容については、レジンインレー、有床義歯（局部義歯・総義歯）、鑄造鉤（双歯鉤・二腕鉤）、線鉤、バー、有床義歯修理等の点数が増点されるとともに CAD/CAM 冠の上顎第一大臼歯への対象拡大等、歯科固有技術の評価の見直しが行われています。

良質な歯科医療に資する安全で質の高い歯科補綴物等を安定的に供給するためには、製作を委託する側の歯科医療機関と、受託する側の歯科技工所の双方が、保険点数のしくみ等について共通認識の下、適正な歯科技工料金での委託・受託が行われなければなりません。

今回は、令和 2 年 4 月 1 日実施の診療報酬改定を踏まえ、製作技工に要する費用に関連する歯科診療報酬の内容、しくみ等を説明し、歯科医療機関から歯科技工所への委託料（歯科技工委託料）について周知することを目的として本講習会を実施いたします。

公益社団法人 日本歯科技工士会

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会

## 消費税の軽減税率およびインボイス制度について

### I. 消費税改正のポイント

- (1) 消費税の標準税率を10%に引上げ
- (2) 軽減税率制度の導入
- (3) 区分記載請求書等保存方式の導入
- (4) 適格請求書等保存方式の導入

### II. 軽減税率制度

### III. 区分記載請求書等保存方式

- (1) 令和元年10月1日以後の仕入税額控除の要件
- (2) 区分記載請求書等の記載事項
- (3) 記載事項を満たしていない請求書等を受け取った場合
- (4) 区分記載請求書等を受け取った事業者の帳簿への記載

### IV. 経理処理のポイントと中小企業者の特例

- (1) 日々の業務での対応ポイント
- (2) 税額計算の特例

### V. 適格請求書等保存方式（日本版インボイス）

- (1) 適格請求書等保存方式とは
- (2) 適格請求書等発行事業者の登録申請のスケジュール
- (3) 適格請求書の作成と保存
- (4) 適格請求書の交付が免除されるケース
- (5) 免税事業者など適格請求書発行事業者以外からの仕入税額控除の経過措置